「0.5」とあるのは「0.875」とそれぞれ読み替えるものとする。

［略］

u　符号ｔに係る標準税率

v　符号ｔに同じ。この場合において、符号ｔ中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

w　符号ｖに係る標準税率

x　符号ｔに同じ。この場合において、符号ｔ中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

y　符号ｘに係る標準税率

［略］

aa　符号ｚに係る標準税率

ab　当該都道府県が符号ｚに係る不均一課税に際して適用する税率区分ごとの税率。ただし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率を超えるときは、当該標準税率とし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率に 0.5 を乗じて得た率に満たないときは、当該標準税率に 0.5 を乗じて得た率とする。

ac　符号ｚに同じ。この場合において、符号ｚ中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

ad　符号 ac に係る標準税率

ae　符号 ab に同じ。この場合において、符号 ab 中「符号ｚ」とあるのは「符号 ac」と、「0.5」とあるのは「0.75」とそれぞれ読み替えるものとする。

af　符号ｚに同じ。この場合において、符号ｚ中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

ag　符号 af に係る標準税率

ah　符号 ab に同じ。この場合において、符号 ab 中「符号ｚ」とあるのは「符号 af」と、「0.5」とあるのは「0.875」とそれぞれ読み替えるものとする。

［略］

aj　符号 ai に係る標準税率

ak　符号 ai に同じ。この場合において、符号 ai 中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

al　符号 ak に係る標準税率

am　符号 ai に同じ。この場合において、符号 ai 中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

an　符号 am に係る標準税率

［略］

ap　符号 ao に係る標準税率

aq　当該都道府県が符号 ao に係る不均一課税に際して適用する税率区分ごとの税率。ただし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率を超えるときは、当該標準税率とし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率に 0.5 を乗じて得た率に満たないとき

「0.5」とあるのは「0.875」とそれぞれ読み替えるものとする。

［同左］

u　ｔに係る標準税率

v　算式の符号中ｔに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

w　ｖに係る標準税率

x　算式の符号中ｔに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

y　ｘに係る標準税率

［同左］

aa　ｚに係る標準税率

ab　当該都道府県がｚに係る不均一課税に際して適用する税率区分ごとの税率。ただし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率を超えるときは、当該標準税率とし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率に 0.5 を乗じて得た率に満たないときは、当該標準税率に 0.5 を乗じて得た率とする。

ac　算式の符号中ｚに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

ad　ac に係る標準税率

ae　算式の符号中 ab に同じ。この場合において、同符号中「ｚ」とあるのは「ac」と、「0.5」とあるのは「0.75」とそれぞれ読み替えるものとする。

af　算式の符号中ｚに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

ag　af に係る標準税率

ah　算式の符号中 ab に同じ。この場合において、同符号中「ｚ」とあるのは「af」と、「0.5」とあるのは「0.875」とそれぞれ読み替えるものとする。

［同左］

aj　ai に係る標準税率

ak　算式の符号中 ai に同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

al　ak に係る標準税率

am　算式の符号中 ai に同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

an　am に係る標準税率

［同左］

ap　ao に係る標準税率

aq　当該都道府県が ao に係る不均一課税に際して適用する税率区分ごとの税率。ただし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率を超えるときは、当該標準税率とし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率に 0.5 を乗じて得た率に満たないときは、